

【ロシア】性犯罪から青少年を保護する刑法典の改正

海外立法情報課・津田 憂子

* 2009年7月15日、青少年に対する性犯罪を厳罰化する法案が下院で可決された。この法案により、強姦等の性犯罪に対する刑罰の具体化、自由剥奪刑の最大年数の引上げが行われた。今後、ロシアでは青少年に対する性犯罪者の取締まりの強化が予想される。

法案成立の経緯

ソ連崩壊後のロシアは、政治体制及び経済構造の劇的な変化、インフレの進行、急激な社会変動を経験した。その中で、青少年に対する性犯罪の増加が社会問題化し、効果的な防止対策への期待が高まった。ところが、現行のロシア連邦刑法典（以下、「刑法典」という）によれば、青少年への強姦及びその他の性犯罪を犯した者に対する刑罰は、自由剥奪の刑に限られており、抑止効果が弱い点が問題視されてきた。このような現状を改善するため、メドベージェフ大統領のイニシアティブで、青少年への性犯罪に対する刑法典上の規定を具体化及び厳罰化する法案が下院に提出された。同法案は、2009年7月15日に下院で可決され、上院に送付・可決された後、大統領の署名を経て施行される見込みである。

法案の内容

この法案は、刑法典を主に以下の4点について改正するものである。

1. 強姦及び性的特徴を持つ行為に対する厳罰化（刑法典第131条及び第132条の改正）

- ・ 14歳未満の者に対して強姦罪及び性的特徴を持つ暴力的行為の罪を犯した場合、自由剥奪刑の最大年数を、従来の15年から20年に引き上げる。

2. 性的関係及びその他の性的特徴を持つ行為に対する厳罰化（刑法典第134条の改正）

「18歳以上の成人が16歳未満の者と性的関係及びその他の性的特徴を持つ行為を行った場合、3年以内の自由の制限又は4年以内の自由剥奪の刑に処する」という従来の規定は、以下のように改められた。

- ・ 18歳以上の成人が16歳未満の者と性的関係及びその他の性的特徴を持つ行為を行った場合
 - ① 18か月以内の懲役を言い渡された者は、20万ルーブル（約60万円。2009年7月現在、1ルーブルは約3円）以下の金銭、労働賃金、又は、その他の収入を罰金として支払う。
 - ② それ以外の者は、一定の職に就く権利を剥奪され、1年以上2年以内の矯正労働に服するか、又は、5年以内の期間若しくは期間制限なく一定の活動に従事する権利を剥奪され、1年以上2年以内の矯正労働に服する。

- ・ 18歳以上の成人が14歳未満の者と性的関係及びその他の性的特徴を持つ行為を行った場合、一定の職に就く権利を剥奪し、7年以内の自由剥奪の刑に処するか、又は、10年以内の期間若しくは期間制限なく一定の活動に従事する権利を剥奪し、7年以内の自由剥奪の刑に処する。12歳未満の者と同上の行為を行った場合は、7年は15年に、10年は12年に、それぞれ引き上げられる。
- ・ 個人の集団又は組織的集団が、事前に共謀し、14歳未満の者と性的関係及びその他の性的特徴を持つ行為を行った場合、一定の職に就く権利を剥奪し、20年以内の自由剥奪の刑に処するか、又は、20年以内の期間若しくは期間制限なく一定の活動に従事する権利を剥奪し、20年以内の自由剥奪の刑に処する。

3. みだらな行為に対する厳罰化(刑法典第135条の改正)

「18歳以上の成人が16歳未満の者に暴力を用いないみだらな行為(以下、単に「みだらな行為」とする)をした場合、①2年以内の懲役を言い渡された者は、30万ルーブル以下の金銭、労働賃金、又は、その他の収入を罰金として支払う、②それ以外の者は、2年以内の自由の制限又は3年以内の自由剥奪の刑に処する」という従来の規定は、以下のように改められた。

- ・ 18歳以上の成人が16歳未満の者にみだらな行為をした場合、
 - ① 6か月以内の懲役を言い渡された者は、10万ルーブル以下の金銭、労働賃金、又は、その他の収入を罰金として支払う。
 - ② それ以外の者は、一定の職に就く権利を剥奪され、1年以内の矯正労働に服するか、又は、5年以内の期間若しくは期間制限なく一定の活動に従事する権利を剥奪され、1年以内の矯正労働に服する。
- ・ 18歳以上の成人が14歳未満の者にみだらな行為をした場合、一定の職に就く権利を剥奪し、6年以内の自由剥奪の刑に処するか、又は、10年以内の期間若しくは期間制限なく一定の活動に従事する権利を剥奪し、6年以内の自由剥奪の刑に処する。12歳未満の者と同上の行為を行った場合は、6年は12年に、10年は20年に、それぞれ引き上げられる。
- ・ 個人の集団又は組織的集団が、事前に共謀し、14歳未満の者にみだらな行為をした場合、一定の職に就く権利を剥奪し、15年以内の自由剥奪の刑に処するか、又は、20年以内の期間若しくは期間制限なく一定の活動に従事する権利を剥奪し、20年以内の自由剥奪の刑に処する。

4. 未成年のポルノグラフィーの製造及び流通の取締り強化(刑法典第242-1条の改正)

- ・ 頒布、公開、宣伝を目的として、未成年のポルノグラフィーの製造、保管、国内への持込を行った場合、自由剥奪刑の最大年数を、従来の6年から8年に引き上げる。

注(インターネット情報はすべて2009年7月21日現在である。)

- ・ 青少年に対する性犯罪を厳罰化する法案に関しては、下院ホームページより以下を参照。法律番号は、№ 215694-5。

<<http://asozd.duma.gov.ru/main.nsf>>